

## 浜松市雄踏学校給食センター管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市学校給食センター管理運営要綱第6条の規定に基づき必要な事項を定める。

(給食実施回数)

第2条 雄踏学校給食センター(以下「給食センター」という。)の行う給食は、年間を通じて小学校184回、中学校192回、幼稚園年少157回、幼稚園年中162回及び幼稚園年長162回を授業日等の昼食時に実施するものとし、舞阪幼稚園は163回とする。

(給食費の額)

第3条 給食費は、浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)がこれを定める。

小学校児童及び職員等	1食につき	291円
中学校生徒及び職員等	1食につき	350円
幼稚園児及び職員等	1食につき	275円
給食センター職員等	1食につき	350円

(給食費の月額)

第4条 給食費の月額は、前条の規定により委員会が定めるそれぞれの1食の額に第2条で定めるそれぞれの実施回数を乗じ、11で除して得た額とする。ただし、小学校、中学校については10で除して得た額とする。

なお、その額に10円未満の額が生ずる場合は、最終納付月を除く納付月は、10円未満の額を切り捨てた額とし、最終納付月はその切り捨てた額を加算した額とする。

(給食費の日割計算等)

第5条 給食費は、児童、生徒、園児及び職員等が次の各号の一に該当することとなった場合には、第3条に定めるそれぞれの1食の額により日割りで算定することができる。

- (1) 病気又は事故その他の事由で給食を受けない日が引続き5日以上となった場合
- (2) 転出、転入の場合
- (3) 学年単位で欠食した場合
- (4) 第2条に定める回数を超えて給食を受けた場合
- (5) 臨時に給食を受けた場合

2 牛乳アレルギー等により牛乳を飲食できないとき、又は給食センターの事情により給食の一部若しくは全部を受けることができないときは、給食費を減額することができる。

(細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。